

国立大学法人小樽商科大学感謝状の贈呈に関する規程

平成25年11月27日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学長(以下「学長」という。)が行う感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の事由)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 小樽商科大学(以下「本学」という。)の学生に対する教育的援助を与えたもの
- (2) 本学の教育研究の進展に貢献をしたもの
- (3) 本学の学生及び関係者に関わる事故等において、救助活動、人道的支援等により多大な貢献又は協力があつたもの
- (4) その他前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(感謝状贈呈の手續等)

第3条 学長は、公益社団法人緑丘会理事長に対し、前条各号に規定する事由の一に該当するものの推薦について、諮問することができる。

2 学長は、公益社団法人緑丘会理事長からの推薦を踏まえ、感謝状贈呈について理事と協議の上で決定し、役員会に報告するものとする。

3 学長は、前項の規定により、感謝状の贈呈を決定したときは、速やかに別紙様式により感謝状を贈呈するものとする。

(感謝状贈呈の事務)

第4条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成25年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

感 謝 状

氏名 殿

あなたは〇〇〇〇〇〇されましたので感謝の意を表します。

年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 印

備考

贈呈の事由によって、感謝状の本文を変更することができる。